

あきたアグリヴィーナスネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、あきたアグリヴィーナスネットワーク（以下「ネットワーク」という。）という。

(目的)

第2条 ネットワークは、県内において、自らの経営発展や地域の活性化に向けて、農産加工等に取り組む女性農業者の情報交換や交流を促進する。

また、県内での女性農業者による農産加工等の起業活動が活発化し、女性農業者の活動が注目されることで幅広い業種から協力が得られ、女性が生き活きと活躍する場を創出することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の資質向上を目的とした研修の実施に関する事
- (2) ネットワーク及び会員の活動を支援する応援団や外部に情報発信するための活動報告会等の実施に関する事
- (3) 会員の活動等に関する情報交換
- (4) 応援団との連携に関する事
- (5) ネットワーク及び会員の活動に関する情報発信に関する事
- (6) その他、ネットワークの目的を達成するのに必要な事項

(会員)

第4条 会員は第2条の目的に賛同する女性農業者等（個人）とし、事務局は別に定める「あきたアグリヴィーナスネットワーク会員募集要領」に基づき、会員の募集及び登録を行う。

(応援団)

第5条 事務局は、第2条の目的に賛同し、ネットワーク及び会員の活動を支援する企業・団体をあきたアグリヴィーナスネットワーク応援団（以下「応援団」という。）として位置づけ、ネットワークの活動への協力を求めることができる。

2 事務局は、別に定める「あきたアグリヴィーナスネットワーク応援団運営要領」に基づき、応援団の募集及び登録を行う。

(応援団との連携活動)

第6条 ネットワークと応援団は、ネットワーク会員の商品開発や販路開拓での連携、ネットワークの活動等、相互にメリットがある連携を進める。

(ロゴマーク)

第7条 ネットワークの取組を広く周知し、認識してもらうためロゴマークを設ける。

2 会員及び応援団は、第2条の目的を達するため、「あきたアグリヴィーナスネットワークのロゴマーク利用に関する規程」に基づき、PR資材や関連商品への記載やイベント等における掲示等、情報発信において積極的に使用する。

(事務局)

第8条 事務局は秋田県農林水産部農業経済課に置く。なお、秋田県は事務局の業務を他者に委託して行うことができるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 事務局が入手したネットワークの構成員及び応援団の個人情報については個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理する。

また、事務局は入手したネットワークの構成員及び応援団の個人情報は、各地域振興局、会員が居住する市町村役場、県が事務局業務を委託する企業に提供し、共有することができるものとする。

(規約の改正)

第10条 事務局は、規約を必要に応じて会員と協議のうえ、改訂することができる。

附則

本規約は、令和元年7月23日から施行する。